



4月1日から合理的配慮の 提供が義務化されます

事業者は、障がいのある人への合理的配慮の提供が、今まで努力義務でしたが、義務に変わりました。

■聴覚障がい者への合理的配慮は、手話、筆談、コミュニケーションボードなど、目で見てわかる方法で伝えたり、難聴者がいる時は、ゆっくりはっきり話したり、複数の人が一度に話さないなどです。

健康診断を受けましょう！

4月1日号の市報に令和6年度の健康診断の日程表が入っています。病気の早期発見のためにも、日程を確認して、1年に1回健康診断を受けましょう。住んでいる校区でなくても受けられます。申込希望の方はFAXかメールで専任手話通訳までお願いします。



防災研修会を開催！

(中津聴覚障害者協会主催：中津市出前講座)

3月17日(日)鶴居コミュニティセンターで、中津市内の聴覚障がい者や手話サークル会員が参加し、防災研修会が開催されました。起震車で震度4～震度7の体験をした後、防災についてお話があり多くの質問も出ました。一部を紹介します。

(質問)土砂崩れなど音が聞こえないので、避難するタイミングを知りたい。

(回答)土砂崩れなどがおきる前は、いつもと違う濁った水が山から流れてくる、小石が転がって落ちてくるなど、山の前兆現象がある。このような場合は注意が必要。危ないと思ったら山から逃げる。

各家庭に自分の地域の防災マップが配られています！

自分が住んでいる地域の危険度を確認して、避難が必要な地域の方は避難場所を決めておいてください。

防災マップを失くした人は専任まで。スマホのWEB版でも確認ができます。



災害に備え、食料など3日間分の備蓄を！
できれば1週間分が望ましい

年に1回はみんなで防災について学び、もし災害が起きた時は・・・という意識を持つことが命を守ることに繋がりますね！

自動配信FAX送信サービス

携帯電話やスマートフォンを持っていない人は、防災情報がFAXで入るように申請をしてください(専任まで)

自分の地域の避難訓練に参加しましょう！

手話通訳の派遣ができます。手話サークル会員がいるかもしれません。地域の人に知ってもらう事が大事です。



《4月の専任手話通訳者の不在(予定)のお知らせ

【10時～12時不在】
3日・10日・24日(水)

【午前中不在】

2日(火)、17日(水)

【午後不在】11日(木)

【一日不在】25日(木)



発行：中津市福祉支援課障害福祉係
専任手話通訳者大下
《専任手話通訳者携帯アドレス》
nakatsu-shuWahaken@q.vodafone.ne
《電話番号》090-9400-8795
《市役所障害福祉係FAX》25-2335

と 日曜日の通訳依頼は ↓↓↓
おおいけんちようかくしやうがいしやきやうかい
大分県聴覚障害者協会
(FAX)097-556-0556
(メール)info@toyonokuni.jp